

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 新郷停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで 同市大字上新郷字中新田東七八番三</p>	<p>羽生市大字上新郷字中新田東一五八 八番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・三三〇 一一・〇三</p>	<p>七・三三〇 一〇・二九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一三九・六〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>